盛岡市・花蓮市友好都市提携記念碑設置業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

令和元年 11 月 24 日に友好交流協定を締結し、友好都市となった台湾・花蓮市において、友好都市提携一周年を記念した記念碑が建立され、令和 2 年 11 月 26 日に記念式典が開催された。

本市においても, 花蓮市との友好都市提携を広く市民等に周知するとともに, さらなる 交流の深化を図るため, 市内に記念碑を設置しようとするものである。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 盛岡市·花蓮市友好都市提携記念碑設置業務委託
- (2) 委託内容 別紙「仕様書」のとおり。
- (3) 委託期間契約締結日から令和3年10月29日まで
- (4) 委託料上限額 1,850,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 企画提案者の資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、下記の要件を全て満たしているものとする。 また、複数者による共同提案も可とする。その際は、共同して提案を行う複数者(以下「グループ」という。)の中から本提案に係る代表者を選定するものとする。

- (1) 盛岡市内に本社又は営業所を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号) に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこ と。
- (4) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は盛岡市暴力団排除条例(平成27年条例第9号)第9条各号に規定する者を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者
- (6) 直近1年間の国税・地方税の滞納がない者であること。

※グループによる提案または協力会社がある場合, (1)については、構成員の一人以上が要件を満たしていること。また, (2)から(7)については、すべての構成員が要件を満たしていること。

4 参加に係る必要書類の提出

(1) 提出書類

「3企画提案者の資格要件」を満たし、本業務に係る公募型プロポーザルに参加する場合は、次の必要書類を日本語で記載して提出すること。

No.	名称	様式及び添付書類等	提出部数
1	参加申込書	【様式第1号】	1 部
2	共同企業体構成表	【様式第2号】	1部
		※グループによる参加の場合のみ提出。	
3	業務実績書	【様式第3号】※類似業務の実績がある場合のみ。	8部
4	企画提案書	【任意様式】A4版片面印刷	8部
		別添仕様書の「3 委託内容」及び「4 記念碑の	
		仕様に関する事項」について網羅した内容であるこ	
		ととし、次の内容を必ず記載すること。	
		(1)企画提案者名	
		(2)記念碑のデザイン案	
		※記念碑のデザインについては、仕様書を熟読の上	
		提案するとともに,経年劣化,安全管理,維持管理	
		に係る対策について記載すること。	
		※材質について、選定理由、加工方法とともに記載す	
		ること。	
		※仕様書で指定した項目以外の提案であっても本業	
		務の趣旨に沿ったものはこれを認める。なお、その	
		内容を詳細に記載すること。	
5	業務工程表	【任意様式】	8部
		委託業務の受託決定後(令和3年6月14日予定)	
		から令和3年10月29日までの業務工程とすること。	
6	事業経費見積書	【任意様式】	8部
		見積合計額に係る項目ごとの内訳金額を記載する	
		こと。	
		また、委託業務の見積合計額と消費税額及び地方	
		消費税額は別に記載すること。	_

(2) 企画提案者の資格要件を満たしていることを証明する書類

グループによる参加、協力会社がある場合は、全ての法人及びその他の団体について 提出すること。<u>ただし、盛岡市の物品等買入れ等競争入札参加者名簿に登録のある者は</u> 提出不要である。

No.	名称	提出部数
1	定款等(法人以外の団体にあたっては、これに相当する書類)	1 部
2	直近1年間における国・地方税の未納がない証明	1 部
3	業務実績書	1 部
4	団体の役員等名簿	1 部

(3) 提出書類様式の交付

本プロポーザルに関する様式等は、市公式ホームページからダウンロードすること。

(4) 提出期限

令和3年5月26日(水)午後5時必着とする。

(5) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで(土曜日,日曜日,祝日は除く。)

(6) 提出方法

〒020-8530 岩手県盛岡市内丸 12番2号

盛岡市交流推進部文化国際課へ持参又は郵送(書留郵便、レターパック、ゆうパックに限る。)により提出すること。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問事項がある場合は、質問書【様式第4号】により、担当課(盛岡市交流推進部文化国際課)あて電子ファイル(ファイル形式はMicrosoft Word 又はPDF)を添付した電子メールまたはFAXにより提出すること。

ア 受付期間 令和3年4月19日(月)から令和3年5月17日(月)午後5時まで

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者に回答するとともに、令和3年5月19日(水)までに、市公式ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答内容が質問者の提案内容に密接に関わるもので、競争上の地位、その他正当な利害を害する恐れがあるときは、質問者に対してのみ回答する。また、質問書【様式第4号】によるもの以外の方法及び上記受付期間外の質問は一切受け付けない。

6 説明会の実施

記念碑のデザイン案を作成するにあたり、本プロポーザルの趣旨や、盛岡市と台湾・花 蓮市の友好都市交流の経緯等を理解するための説明会を、次のとおり実施する。 また、説明会への参加を希望する者は、その旨を担当課まで電話で申し出ること。

- (1) 日時 令和3年4月27日(火) 午後3時から
- (2)場所 盛岡市勤労福祉会館4階 401・402会議室
- (3) 参加申出期限 令和3年4月26日(月) 午後5時まで
- (4) その他 説明会で使用する資料は, 説明会終了後, 市公式ホームページ上で公開する。

7 審査・選定方法

(1) 業務委託候補者の選定

業務委託候補者の選定にあたっては、市が別で定める審査委員で構成する審査・選考会において審査し、審査委員が次項で定める審査方法による採点結果を合計した総合得点で最も高い者を業務委託候補者として選定する。また、次に得点の高い者を次点候補者として選考する。

(2) 審査方法

ア 審査は非公開とし、提案された企画提案書類、プレゼンテーション内容から 7(3) の評価基準により選考する。

イ 多数の企画提案があったときは、企画提案書類評価による事前審査を実施し、評価 点の高い上位3者を本審査対象とする。

なお,企画提案者が一定数以下の場合,事前審査は実施せず参加資格を有する全て の企画提案者を本審査対象とする。

ウ 本審査は、企画提案書類評価及びプレゼンテーション評価により実施する。

(3) 評価基準

本審査では、提案事業の実現性及び妥当性等について、下表の評価項目及び評価基準 により企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査する。

評価項目	評価基準
企画・制作コンセプト	・本委託業務の目的を理解した提案になっているか。
	・企画提案に創意工夫がみられるか。
実績・優位性	・過去に同種または類似の業務の履行実績があるか。
	(グループ及び協力会社を含む)
耐久性・安全性	・耐久性に優れた素材の選定,加工,配置がなされているか。
	・安全性に十分配慮し、維持管理が容易な設計・設置となって
	いるか。
業務工程	・業務の履行が達成される業務工程となっているか。スケジュ
	ール管理は妥当か。
必要経費	・業務内容に見合った適切な経費であるか。見積額は妥当か。
総合評価	・審査項目以外に特に優れた要素がある場合は、審査項目の合
	計点に加算する。

(4) プレゼンテーションの実施

本審査において、プレゼンテーション審査を次のとおり実施する。

ア 日時等

令和3年6月3日(木)(時間・会場等の詳細は、別途通知する。)

- イ プレゼンテーション審査の出席者
 - 3名以内とする。(共同体においては、代表者より3名以内とする。)

ウ実施方法

- (ア) 提案内容のプレゼンテーション及び補足説明(概ね15分以内) プロジェクター及びスクリーンは、市で準備する。パソコン等の機器は持参する こと。
- (イ) 質疑応答 (概ね 10 分)

(5) 審査結果

審査を受けた各事業者に対し、令和3年6月8日(火)までに文書及び電子メールで審査結果を通知する。また、審査結果(業務委託候補者及び次点候補者は、その名称・ 得点)を市公式ホームページに掲載する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

8 契約に関する事項

(1) 契約締結の手続き

市は、委託業務の契約候補者として選定された者との間で、随意契約による業務委託 契約を締結する。随意契約の締結にあたって、業務委託候補者は市の通知により見積書 を提出の上、契約書を作成する。

なお、本委託業務の実施については、業務委託候補者の企画提案を原案のとおり実施 することを約束するものでなく、必要に応じて記念碑のデザインや、仕様書の内容の一 部を変更するなど、市と業務委託候補者との間で協議の上、決定することとする。

また、業務委託候補者として選定された者との間で協議が整わなかったときは、順次、 審査・選考会による補欠順位の上位者と協議を行い、随意契約による業務委託契約を締 結することとする。

(2) 業務一括再委託の禁止

受注者は、本委託業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務委託契約を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27

号)及び盛岡市個人情報保護条例(平成16年条例第7号)の趣旨に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(4) 守秘義務

受注者は、本業務委託契約の履行に関して知り得た個人情報を第三者に漏らし、又は 不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(5) 成果品等の権利保証と費用負担

受注者は、本業務委託契約の履行にあたって、発注者が権利を有する場合を除いて、 成果品及び中間生成物等の制作物について、第三者の著作権その他第三者の権利を侵 害しないものであることを発注者に保証すること。

なお、第三者の著作権その他第三者の権利の承諾又は、取得が必要な場合は、受注者の責任においてその手続きの全てを行うものとし、当該手続きに要する費用は全て受注者の負担とする。

(6) 成果品に関する権利の帰属

成果品に関する全ての著作権及びその他の権利は、発注者に帰属するものとし、受注者は、成果品の二次利用に関して、発注者に制限がないことを保証することとする。

9 企画提案者の失格

企画提案者が次の事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 本要項「3 企画提案者の資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があり、盛岡市が失格と認めた場合
- (4) 盛岡市の担当者職員に対して、直接または間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた場合
- (5) 契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

10 留意事項等

- (1) 1事業(参加)者からの応募は、1提案限りとする。
- (2) 審査, 選定は提出された企画提案書等により行うが, 企画提案書等を受付した後, 審査, 選定までの間に提案内容等について, 企画提案者に対して説明を求めることがある。
- (3) 本プロポーザルの参加者から提出された応募書類等は原則として返却しない。また、 提出後の差替え及び変更は認めない。なお、提出された応募書類等は、本プロポーザル の審査、選定以外の目的には使用しない。
- (4) 本プロポーザルの応募に要する費用は全て企画提案者の負担とする。
- (5) プロポーザルの参加申込書の提出後に参加を辞退するときには、辞退書(任意様式)

を提出すること。なお、辞退届の提出があった場合でも、既に提出された企画提案書等 の応募書類等は返却しない。

(6) 本事業の実施目的を果たせなくなった場合等、やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと盛岡市が判断したときは、中止する場合がある。

11 実施スケジュール

(3) 説明会参加申出期限 令和3年4月26日(月)午後5時まで

(6) 企画提案書提出期限 令和3年5月26日(水)

(7) プレゼンテーション審査 令和3年6月3日(木)

(8) 審査結果通知,公表 令和3年6月8日(火)※予定

(9) 契約手続 令和3年6月14日(月)まで ※予定

12 連絡先

本プロポーザルに関する担当課、書類の提出先、連絡先等は次のとおりとする。

担当課 盛岡市交流推進部文化国際課 石戸谷 和

住所 〒020-8530 盛岡市内丸 12番 2号(盛岡市役所本庁舎別館 7階)

電話 019-626-7524 (直通) /FAX 019-622-6211

E-mail bunkakokusai@city.morioka.iwate.jp

受付時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。) ※土日祝日を除く。